

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

甲佐町長 甲斐 高士

市町村名 (市町村コード)	甲佐町 (43444)
地域名 (地域内農業集落名)	西寒野地区 (西寒野)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月25日、令和6年11月12、28日 (第1～3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・水田地帯については米、麦などの土地利用型農業の取り組みが主要で12ha作付けされている。畑地帯については栗などの果樹の栽培が行われているが、担い手不足により耕作できないところが増えてきている。
・遊休農地(荒廃農地)については令和5年度時点で約7.8haとなっている。
・高齢化や後継者不足について課題にあるので、2件の農業法人、2戸の地元認定農業者を中心に農地の集積が図られるよう、農地の利用調整を図る。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・今後も米、麦などの土地利用型農業の取り組みを継続する。
・隣の東寒野で新規就農者が増えてきており、ニラやカボチャなどの栽培が行われ始めた。
西寒野についても徐々に増やされる意向なので、農地の斡旋や資材の確保など協力していきたい。
・米、麦だけではなく、収益性の高い園芸作物の取り組みも推進していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	75.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	62.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農業振興地域の農用地区域と農業生産の中心となるエリアを農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。
・保全、管理等のエリアについては、地域で慎重な協議を重ね、必要な場合は適切に設定する。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
水田地帯については、基盤整備実施済の農地については農地集積に取り組みやすいが、未整備地区もあるので、担い手を確保し農地の受け皿を作ることで西寒野全体の農地が荒れないように取り組む。集落農地の受け皿となる担い手を増やすことができるように、規模拡大の意向のある近隣の集落からの入り作や認定新規就農者など幅広い経営者への農地集積を促進する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
新規就農者や認定農業者、入作農業者への農地の受け入れを促進する。効率的な農地利用が図られるように、実際の耕作者と地元の方々とで情報共有を図りながら、機構を活用した農地集積・集約化へ取り組む。
(3) 基盤整備事業への取組方針
S56～57年に寒野地区小規模排水対策特別事業により、区画整理を実施済。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
経営作物については、米、花き、飼料作物など多種多様な経営体が集まっている地域。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①R3年度 国:鳥獣被害防止総合対策事業・・・電気柵 462m、(1箇所) ②新規就農者による、水稻の無農薬栽培などが行われており、環境保全型農業が実施されている。 ⑦中山間地域等直接支払事業を活用し、農地の保全管理に努める。				